

川崎市あんしん見守り一時入院事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、医療依存度の高い在宅で療養中の者が、居宅において療養が困難となった場合に、医療機関への入院治療により、療養の継続及び家族の支援を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、川崎市とする。

(実施機関等)

第3条 本事業は、川崎市が公益社団法人川崎市病院協会（以下「病院協会」という。）に委託するとともに、対象者の主治医又はかかりつけ医等の関係機関の協力を得て実施するものとする。

2 病院協会は、本事業が円滑かつ効果的に運営されるように努めるものとする。

(利用対象者)

第4条 本事業の対象者は、市内に居住しており、人工呼吸器による常時管理や頻回な吸引、中心静脈栄養、腹膜透析等の高度な医療的ケアを必要とする在宅で療養中の者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 介護保険法第19条第1項に基づき要介護認定された者

(2) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に基づき特定医療費の支給認定を受けた者

(3) 身体障害者手帳（肢体不自由）1級又は2級、かつ、療育手帳A1又はA2の判定を受けた者（以下「重症心身障害児者」という。）

(4) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項に規定する者

2 前項に関わらず、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）であって、一時的な療養が医療機関以外では困難である等、本事業の利用を特に必要と認める者は、本事業の対象者としてすることができる。

3 第1項第2号から第4号まで及び前項に規定する利用対象者のうち児童については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までを利用対象期間とする。

(利用条件)

第5条 本事業を利用する条件は、対象者の容態が安定しており、家族等の事情も考慮して入院が必要であると医師が認めた場合とし、日常的に必要な医療的ケア以外の医療（急性症状の治療や検査等）を必要とする場合は対象としない。

(利用日数)

第6条 本事業を利用できるのは、原則として同一月内に7日までとする。

(登録医療機関)

第7条 本事業は、あらかじめ病院協会に登録された市内の医療機関（以下「登録医療機関」という。）において利用できるものとする。

(利用登録の手続き)

第8条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、あんしん見守り一時入院事業利用登録申請書（第1号様式）に、主治医の診療情報提供書及び医療的ケアの判定スコア（第2号様式）、第4条に規定する利用対象者であることを証明する書類（第4条第1項第1号から第3号までの対象者のみ）を添付して、市長に登録の申請を行うものとする。なお、医療的ケアの判定スコアは、65歳未満の申請者のみ提出するものとし、1年以内に発行された障害福祉サービス等利用に係る医療的ケアの判定スコアをもってこれに代えることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、申請者に対し、あんしん見守り一時入院事業決定（却下）通知書兼登録証（第3号様式。以下、

「登録証」という。)を交付するものとする。

3 65歳未満の申請者については、第1項により提出を受けた医療的ケアの判定スコアによりスコア該当の有無を判定し、登録証に記載するものとする。

4 前項におけるスコア該当有は、医療的ケアの判定スコアの合計点が32点以上の者とする。

(利用登録の変更又は廃止)

第9条 前条第2項により登録証を交付された者(以下、「登録者」という。)は、次の各号のいずれかに該当したときは、あんしん見守り一時入院事業利用変更(廃止)申請書(第4号様式)により速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 住所等の申請内容に変更が生じたとき

(2) 事業を利用する必要がなくなったとき

(3) 第4条第1項各号及び第2項の状態に該当しなくなったとき

(4) 前条第3項のスコア判定に該当しなくなったとき

2 市長は、前項による届け出を受理したときは、内容を審査し、あんしん見守り一時入院事業利用変更(廃止)決定通知書兼登録証(第5号様式)により登録者に通知するものとする。

3 市長は、登録者が65歳に到達したときは、スコア該当有無の判定を取り消すこととし、あんしん見守り一時入院事業利用変更(廃止)決定通知書(第5号様式)により登録者に通知するものとする。

(利用登録の取消)

第10条 市長は、登録者が第4条第1項各号又は第2項の状態に該当しないと認めるときは本事業の利用登録の取り消すことができる。

2 市長は、前項により登録の取り消しを行う場合、あんしん見守り一時入院事業登録取消通知書(第6号様式)により登録者に通知するものとする。

(利用登録の更新)

第11条 登録者のうち児童であって、第4条第3項に規定する利用対象期間が満了する日の翌日以降も引き続き本事業の利用を希望する者は、第4条第1項第2号又は第3号に該当する場合、利用登録を更新することができる。

2 前項に規定する利用登録の更新を希望する者は、あんしん見守り一時入院事業利用登録更新申請書(第7号様式)に、主治医の診療情報提供書及び医療的ケアの判定スコア(第2号様式)、第4条第1項第2号又は第3号に規定する利用対象者であることを証明する書類を添付して、市長に更新の申請を行うものとする。なお、医療的ケアの判定スコアは、65歳未満の登録者のみ提出するものとし、1年以内に発行された障害福祉サービス等利用に係る医療的ケアの判定スコアをもってこれに代えることができるものとする。

3 前項に規定する更新の申請は、18歳に達する日以前の直近の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に申請を行うものとする。

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、申請者に対し登録証を交付するものとする。

(利用の申込方法)

第12条 第4条第1項第1号に該当する登録者並びに同項第2号及び第3号に該当する登録者のうち児童ではない者については、主治医を通じて登録医療機関に利用の申込を行うものとする。

2 第4条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項に該当する登録者のうち児童については、別表に掲げる機関に利用の申込を行うものとする。

(実績報告)

第13条 登録医療機関は、受け入れた実績を病院協会に報告するとともに、病院協会は各登録医療機関の実績を取りまとめて市長に報告するものとする。

(費用負担)

第14条 本事業による入院に関わる費用のうち、診断書料、社会保険各法又は介護保険法の定めによる一部負担金、利用者の選択により提供される日常生活上の便宜に要する費用及び入院又は退院する際の移送に要する費用については、登録者が負担するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 施行日の前日において神経難病患者等一時入院事業実施要綱（18川健疾第683号）

第3条の規定に基づき指定を受けていた以下の医療機関については、施行日において第7条第2項に規定に基づき難病患者受入病院として病院協会に登録されたものとみなす。

- (1) 聖マリアンナ医科大学病院
- (2) 関東労災病院
- (3) 川崎みどりの病院
- (4) A O I 国際病院
- (5) 箱根病院

- 3 施行日の前日において神経難病患者等一時入院事業実施要綱第10条の規定に基づき登録されていた難病患者については、施行日において第8条第5項の規定に基づき医療機関利用者として登録されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日において、旧川崎市あんしん見守り一時入院等事業実施要綱第4条の規定に基づき登録されている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第28条第7項における短期入所の支給決定を受けている重症心身障害者であって、医療的ケアを必要とする者については、第4条に関わらず、本事業の利用対象者とすることができる。

(施行前の準備)

- 3 この改正後の要綱を施行するために必要な手続きは、この改正後の要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年3月31日時点において、旧川崎市あんしん見守り一時入院等事業実施要綱第4条の規定に基づき登録されている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第28条第7項における短期入所の支給決定を受けている重症心身障害者であって、医療的ケアを必要とする者については、第4条に関わらず、本事業の利用対象者とすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱に基づいて作成した様式は、所要の調整をしてなお当分の間使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

- 3 令和5年3月31日時点において、この要綱の施行の日前に改正前の川崎市あんしん見守り一時入院等事業実施要綱第4条の規定に基づき登録されている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第28条第7項における短期入所の支給決定を受けている重症心身障害者であって、医療的ケアを必要とする者については、改正後の要綱第4条に関わらず、本事業の利用対象者として行うことができる。なお、この経過措置による新規利用登録は令和7年3月31日をもって終了する。

別表

名称	所在地
総合リハビリテーション推進センター	川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センターふくふく2階
地域相談支援センターそれいゆ	麻生区万福寺1-1-1 新百合丘シティビル304

あんしん見守り一時入院事業利用登録申請書

川崎市				年	月	日
[申請者] 住 所				利用者との続柄 ()		
氏 名						
電話番号						
川崎市あんしん見守り一時入院事業実施要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり申請します。						
利用登録者	ふりがな	-----	電話番号			
	氏 名					
	住 所	〒 区	生年月日	年 月 日		
緊急連絡先	氏 名	利用者との続柄 ()	電話番号			
病 名						
対象区分 (当てはまる 番号に○)	1	高度な医療的ケアを必要とする要介護認定を受けている者				
	2	高度な医療的ケアを必要とする特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者				
	3	高度な医療的ケアを必要とする重症心身障害児者				
	4	高度な医療的ケアを必要とする医療的ケア児				
	5	一時的な療養が医療機関以外では困難である児童				
個人情報の 取扱について	☐ 本申請にあたり、川崎市が事業の利用に関し必要な事項について、下記の関係機関や登録医療機関に対して、照会及び市が保有する個人情報を提供することに同意します。					
関係機関	主治医			電話番号		
	居宅介護支援事業所 (名称) (担当者名)			電話番号		
	訪問看護ステーション (名称) (担当者名)			電話番号		
	その他の相談支援機関 (名称) (担当者名)			電話番号		

第2号様式

診療情報提供書												
〔提出先〕 川崎市長												
氏 名				生年月日	年	月	日	年齢	歳	性別	男	女
診断名	主診断名			既往歴（入院・手術・骨折等主なもの）								
	合併症											
経 過												
処方内容 ※別紙（処方箋写し）添付可												
発作	発作時の状況											
	発作時の対処											
アレルギー (薬・食事)												
気管 切開	☐ なし ☐ あり	気切部の状態やカニューレ抜去時の対応等										
人工 呼吸器	☐ なし ☐ あり	使用状況	24時間 夜間のみ									
酸素												
吸引												
吸入												
経管 栄養	☐ 経鼻 ☐ 胃瘻 ☐ 腸瘻	チューブ タイプ サイズ・そ の他										
その他の 処置	(例) 中心静脈栄養、腹膜透析等											
急変時の 対応等												
対象 要件	以下に該当する状態であると認める。（いずれか該当する□に必ずチェック）											
	☐ 高度な医療的ケア（人工呼吸器による常時管理や頻回な吸引、中心静脈栄養、腹膜透析）が必要である ☐ 上記以外の児童（18歳未満の方及び18歳の達する日以降の最初の3月31日までの間にある方）であり、医療機関での一時的な療養が必要である											
〔記入日〕 年 月 日 医療機関住所： _____ 電 話： _____ 施 設 名： _____ 医師氏名： _____ （自署の場合は押印不要）												
※65歳未満の場合、医療的ケアの判定スコアを添付してください												

医療的ケアの判定スコア

氏名()

第2号様式・別紙

医療的ケア(診療の補助行為)		基本スコア		基本 スコア	見守りスコア			見守りスコアの基準(目安)		
		日中	夜間		高	中	低	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合 (0点)
1 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)の管理 注)人工呼吸器および括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。		☐		10 点	☐	☐	☐	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合(2点)	直ちにではないが概ね15分以内に対応する必要がある場合(1点)	それ以外の場合
2 気管切開の管理 注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器10点+人工呼吸器)		☐		8 点	☐		☐	自発呼吸がほとんどない等のために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに 対応する必要がある場合(2点)		それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの管理		☐		5 点	☐		☐	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに 対応する必要がある場合(1点)		それ以外の場合
4 酸素療法		☐	☐	8 点	☐		☐	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がも たされる場合(1点)		それ以外の場合
5 吸引(口鼻腔・気管内吸引)		☐		8 点	☐		☐	自発運動等により吸引の実施が困難な場合(1点)		それ以外の場合
6 ネブライザーの管理		☐	☐	3 点						
7 経管栄養	(1)経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	☐		8 点	☐		☐	自発運動等により栄養管抜去する／損傷させる可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
	(2)持続経管注入ポンプ使用	☐		3 点	☐		☐	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)		☐		8 点	☐		☐	自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
9 皮下注射 注)いずれか一つを選択	(1)皮下注射(インスリン、麻薬など)	☐	☐	5 点	☐		☐	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合(1点)		それ以外の場合
	(2)持続皮下注射ポンプ使用	☐	☐	3 点	☐		☐	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) 注)インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器と運動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。		☐	☐	3 点	☐		☐	血糖測定とその後の対応が頻回に必要な可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
11 継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)		☐		8 点	☐		☐	自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
12 導尿 注)いずれか一つを選択	(1)利用時間中の間欠的導尿	☐	☐	5 点						
	(2)持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ス トーマ)	☐	☐	3 点	☐		☐	自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
13 排便管理 注)いずれか一つを選択	(1)消化管ストーマ	☐	☐	5 点	☐		☐	自発運動等により消化管ストーマを抜去する可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
	(2)摘便、洗腸	☐	☐	5 点						
	(3)浣腸	☐	☐	3 点						
14 痙攣時の坐薬注入、吸引酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注)医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作等の既往がある場合		☐		3 点	☐		☐	痙攣が10分以上重積する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が 高い場合(2点)		それ以外の場合

(a)基本スコア合計

日中)	夜間)
0	0

(b)見守りスコア合計

0

(a)+(b)判定スコア

日中)	夜間)
0	

(a)+(b)判定スコア

夜間)	
0	

様

川崎市長

あんしん見守り一時入院事業決定（却下） 通知書兼登録証

川崎市あんしん見守り一時入院事業について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 登録者氏名
- 2 登録者住所
- 3 決定内容 決定 ・ 却下
- 4 決定理由

☐ 要綱第4条第1項第1号から第3号までに該当するため

☐ 要綱第4条第1項第2号又は第3号に該当するため
(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)

☐ 要綱第4条第1項第4号に該当するため
(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)

☐ 要綱第4条第2項に該当するため
(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)

☐ 要綱附則に該当するため

☐ 上記のいずれにも該当しないため
- 5 登録番号
- 6 その他 スコア該当（65歳未満のみ）有・無

第4号様式

あんしん見守り一時入院事業利用変更（廃止）申請書

年 月 日

川崎市長

申請者 住所
氏名
電話番号

あんしん見守り一時入院事業について、以下の通り申請内容に変更が生じたので、申請します。

- 1 変更区分（ 廃止 ・ 変更 ）
※廃止の場合は2、変更の場合は3をご記入ください。
- 2 廃止理由（当てはまるものに○）
- （1） 川崎市外への転居のため
 - （2） 事業を利用する必要がなくなったため
 - （3） 事業の対象となる状態ではなくなったため
 - （4） その他（ ）

3 変更内容（変更箇所のみ記載してください）

（1）氏名・住所等

利用者	ふりがな	
	氏名	
	住所	☐ 申請者と同じ（電話 ）

（2）医療的ケアのスコア（当てはまる場合はチェック）

☐ 医療的ケア判定スコアの変更のため、第2号様式・別紙を提出

号
年 月 日

様

川崎市長

あんしん見守り一時入院事業変更（廃止）通知書兼登録証

川崎市あんしん見守り一時入院事業について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 登録者氏名
- 2 登録者住所
- 3 決定内容 変更 ・ 廃止
- 4 廃止理由・変更内容
- 5 登録番号
- 6 その他 スコア該当（65歳未満のみ）有・無

あんしん見守り一時入院事業登録取消通知書

第 号
年 月 日

登録者 住所
氏名

川崎市長

川崎市あんしん見守り一時入院事業実施要綱第 1 0 条に基づき、次のとおり登録を取り消したので通知します。

取消理由 要綱第 4 条第 項第 号の状態に該当しないと認めたため。

あんしん見守り一時入院事業利用登録更新申請書

年 月 日

川崎市長

[申請者] 住 所

氏 名

利用者との続柄
()

電話番号

川崎市あんしん見守り一時入院事業実施要綱第11条の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用登録者	ふりがな		電話番号	
	氏 名			
	住 所	〒 区	生年月日	年 月 日
緊急連絡先	氏 名	利用者との続柄 ()	電話番号	
登録番号	※すでに交付されている登録証に記載されている登録証番号（5桁）を記入してください。			
病 名				
対象区分 (当てはまる 番号に○)	1	高度な医療的ケアを必要とする特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者		
	2	高度な医療的ケアを必要とする重症心身障害者		
個人情報の 取扱について	☐ 本申請にあたり、川崎市が事業の利用に関し必要な事項について、下記の関係機関や登録医療機関に対して、照会及び市が保有する個人情報を提供することに同意します。			
関係機関	主治医		電話番号	
	訪問看護ステーション (名称) (担当者名)		電話番号	
	その他の相談支援機関 (名称) (担当者名)		電話番号	